

**主任児童委員
推薦の手引き**

柏市 福祉部 福祉政策課

1 はじめに

主任児童委員は、児童福祉に関することを専門に行う民生委員です。一般の民生委員と同様に厚生労働大臣から委嘱されています。主任児童委員は児童福祉法に基づき、民生委員のなかから厚生労働大臣が指名することになっています。

主任児童委員の任期は3年で、全て同一任期です。令和4年12月1日に一斉改選が行われ、現在の主任児童委員の任期は令和7年11月30日までとなっています。

主任児童委員は、各ふるさと協議会等から候補者を推薦いただき、柏市が設置する「柏市民生委員推薦会」及び「柏市健康福祉審議会民生委員審査専門分科会」において審査後、市長が厚生労働大臣へ推薦しています。

近年の出生率低下や核家族化の進行に伴い、健やかに子どもを生み育てる環境づくりが大きな課題となっています。児童福祉の充実が求められている一方で、悩みを抱えたまま孤立してしまう人も少なくありません。

そのような中、地域において児童やその保護者、妊産婦等の身近な相談役として活動する主任児童委員には、学校や児童福祉関係機関と協力しながら、地域福祉のコーディネーターとしての役割が期待されているところです。

主任児童委員候補者の人選にあたり、各ふるさと協議会等の皆様には大変なお手数をおかけいたしますが、より良い地域づくりのため、適任者の選出にご協力くださいますようお願い申し上げます。

2 主任児童委員について

(1) 身分について

主任児童委員は民生委員と同様に厚生労働大臣より委嘱されており、行政実例において、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する「非常勤の特別職の地方公務員」に該当すると解されています。

(2) 報酬と活動費について

民生委員法第10条により「民生委員には給与を支給しない」と規定されています。これは主任児童委員も同じです。民生委員制度の沿革として、民間篤志者の奉仕制度として始まっていることから報酬は支給されません。

ただし、活動にあたり発生する費用（交通費、通信費等）を弁償するための活動費として、年間あたり約10万円を柏市から支給しています。

(3) 職務について

主任児童委員の職務は、児童福祉法第17条に規定されています。

(児童福祉法第十七条)

児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
- 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
- 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

- 2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。

主任児童委員は、地区民生委員児童委員協議会を1つの単位として活動します。学校や児童福祉関係機関、担当区域を受け持つ民生委員と連携して、児童やその保護者、妊産婦等の見守りや相談役、児童の健全育成活動の推進

役を担っています。

また、学校の思春期保健教育に協力したり、地域組織等と連携して子育てサロンや多世代交流事業などに関わったりもしています。

(4) 柏市の主任児童委員活動について

柏市では現在、584名（定数）の民生委員が地域で活動しており、そのうち45名（定数）が主任児童委員です。また、市域を22地区に分けて、各地区に民生委員児童委員協議会（地区民児協）を設置しており、主任児童委員は各地区2名ずつ在籍しています。毎月1回、各地区民児協において定例会を開催し、民生委員・主任児童委員相互の連絡・調整を行っています。

さらに、地区民児協相互と公的機関との連絡・調整を行い、活動を円滑に行うために「柏市民生委員児童委員協議会」を設けています。

(5) 守秘義務・政治的利用の禁止について

民生委員には、民生委員法第15条により守秘義務が課せられています。主任児童委員も同様です。活動を通して知りえた秘密は守らなければならない、たとえ家族であっても秘密や個人情報等を漏らすことはできません。

また、民生委員法第16条において、民生委員はその職務上の地位を政党または政治的目的のために利用してはならないと規定されています。これは、主任児童委員の政治活動までも禁止するものではありませんが、誤解を招きやすいため、慎重な対応が必要となります。

平成29年、民生委員制度は創設100周年を迎えました。

大正6年（1917年）、岡山県に設置された「済世顧問（さいせいこもん）制度」、翌年の大正7年に大阪府で始まった「方面委員（ほうめんいいん）制度」が民生委員制度の始まりとされています。地域の人材として委嘱された委員が、区域の訪問調査を通じて世帯状況を把握し、生活困窮で支援が必要な人を救済機関につなげるという当時の役割は、現在の民生委員にも通じるものです。

昭和3年には方面委員制度が全国に普及し、昭和21年に民生委員令が公布されたことで、現在の「民生委員」の名称が用いられるようになりました。

柏市では、昭和43年に「柏市民生委員児童委員協議会」が発足しました。当時は5地区63名でのスタートでしたが、50年以上が経過した現在では、22地区577名にまで発展しています。



3 主任児童委員選任基準

主任児童委員の選任基準は、年齢要件を除いて民生委員とほぼ同じです。

(1) 主任児童委員の資格要件

市町村の議会の議員の選挙権を有するもの、つまり柏市に住民登録があることが必要です。

(2) 主任児童委員の適格要件

- ①社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある人
- ②その地域で原則2年以上生活しており、地域の実情に明るく、住民が気軽に相談に行ける人
- ③児童・母子福祉に関心があり、児童の心理を理解し、親しみをもたれる人
- ④守秘義務を守り、公正で中立な判断、行動のできる人
- ⑤生活が安定しており、健康であって、家族の理解と協力が得られる人
- ⑥主任児童委員活動に時間を割くことができ、各地区の定例会に出席できる人

(3) 主任児童委員の年齢要件（委嘱日時点）

【新任の主任児童委員を選出する場合】

55歳未満の人

※選任が困難である等、やむを得ない場合は、62歳未満の人でも選出することができます。

【現職または元職の民生委員を選出する場合】

55歳未満の人

※選任が困難である等、やむを得ない場合は、65歳未満の人でも選出することができます。